

宮城県告示第百七十号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請及び同法第五十五条第一項の規定に基づく認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表二百九十五の項1イ(1)の知事が指定する者は、次の各号に掲げる技術的審査等の区分に従い、当該各号に定める者とし、令和七年四月一日から施行する。

なお、平成二十五年宮城県告示第二百六十三号（手数料条例第二条第一項の表二百九十五の項1の知事が指定する者について）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

宮城県知事 村 嘉 浩

一 非住宅部分の認定に係る技術的審査等 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
二 住宅部分の認定に係る技術的審査等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第
八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関